

大阪府・大阪市特別区設置協議会

《第17回協議会 議事録》

■日 時：平成26年7月23日(水) 18:30～19:50

■場 所：大阪府議会 第1委員会室

■出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、今井豊委員、
(名簿順) 岩木均委員、大橋一功委員、三田勝久委員、新田谷修司委員、紀田馨委員、
置田浩之委員、坂井良和参考人、美延映夫参考人、吉村洋文参考人

(浅田会長)

それでは、ただいまから第17回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。

まず、定足数であります。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の委員に御出席いただいております。定足数を満たしており、会議は成立していることを御報告申し上げます。

大阪市のほうからは本日も大阪市の実情に精通した方々の意見をお聞きするべきかと考えます。大阪府・大阪市特別区設置協議会規約第6条第5項に基づき、すなわち学識経験を有する者その他関係者の枠で、これまで協議会議論に参画されておりました大阪市会の坂井議員、美延議員、吉村議員に前回に引き続き出席を求めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それではそのようにさせていただきます。

坂井議員、美延議員、吉村議員に置かれましては着席をよろしくお願いいたします。

本日は主として3点、1点目は、国との調整で国からあった意見とその対応について。2点目は、それらを踏まえた職員体制、各特別区の長期財政推計。それから、3点目は、特別区設置協定書(案)について御議論いただき、協議会として協定書を決定できればと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、前回、ちょっと積み残しになっております庁舎不足への対応につきまして。

(美延参考人)

その前にちょっとよろしいでしょうか。

(浅田会長)

美延参考人。

(美延参考人)

大阪市会は御存じのように、今、委員を出していない状態なんです。別枠で出ておら

れます床田議長に関して本日も欠席でしょうか。

(浅田会長)

はい、御欠席です。

(美延参考人)

実は、私ども、本日、私の名前で床田議長にぜひ今日はもう大詰めを迎えておるので、出席していただきたいということをお願いにあがった次第なんですけど、それでも欠席ということなんでしょうか。

(浅田会長)

私のほうからも何回も御出席いただくよう、要請はいたしておりますが、なかなか御出席いただけないという状況が続いております。

(美延参考人)

法定協議会の会議規則第5条に関してなんですけども、この4回の会で1回も出席されていないというのは、これはやっぱり違反ではないのかなと思うんですけど、会長の御見解はいかがでしょうか。

(浅田会長)

こちらがずっと要請させていただいて、それでみずからの御判断で出席されないということですので、仕方がないのかなというふうにこちらは思っております。

(美延参考人)

わかりました。

(浅田会長)

それでは、前回、積み残しになっておりました庁舎不足への対応につきまして、三田委員。

(三田委員)

前回の湾岸区の庁舎不足対応についてちょっと意見を述べさせていただきます。
湾岸区の庁舎不足につきましては、さまざまな角度から検討した結果、第2案の咲洲のATCを借りることが望ましいと考えます。
以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

ただいまの三田委員からの発言についてであります。庁舎不足への対応については協定書事項ではございませんが、特別区設置の準備にかかわることですので、協議会で確認

しておきたいと思います。

それでは、庁舎不足への対応につきましては、湾岸区はATCを賃借、改修、それから、東区、南区、中央区は庁舎建設で対応するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、今、申し上げた内容で対応いただくということでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、省庁意見と対応について協議していただきたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いいたします。また、省庁意見により影響を受けるものがあればあわせて御説明願います。

手向制度企画担当部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

それでは、私のほうから資料1に沿って説明のほうをさせていただきます。

資料1の1ページをおめくりいただきたいと思います。

国との協議につきましては、先の第14回協議会で事前協議を早急に進めるようにとのことで大都市局から総務省に協議したところでございます。これを受けまして総務省から各省庁のほうへ意見等の照会をかけていただいたところです。現段階では最終的な正式回答という形にはなっておりませんが、各省庁の意見としては、国土交通省からは都市計画法関連事務について、法の規定の趣旨から事務処理特例等による移譲はなじまないとする意見が2件、環境省のほうから公害健康被害補償法に関する事務の執行体制の確保に関する意見など11件の意見、質問が寄せられております。

これを受けた対応といたしましては、まず、国土交通省からの特例条例による移譲はなじまないという意見を踏まえると、都市計画法に関する都市計画の決定等に係る事務及び開発審査会の設置等の事務に関して、事務分担を特別区から大阪府に変更することが必要となりますが、この点につきましては協議会で御議論いただければと考えております。

なお、事務の分担を変更するとした場合、事務処理特例条例等により特別区に移譲する条項リストから削除したものを一覧表に取りまとめ、9ページから11ページまでに資料として添付しております。

省庁意見を踏まえ修正したものの国土交通省関係、都市計画法に関するものでございますが、ここにまとめておりますので御確認いただければと思います。

次に、環境省からの事務執行体制の整備に関する意見や技術的助言を踏まえまして、協定書に追記するものが2件ございます。

まず、事務分担に関する協定書本文に、後ほど協定書の文面で確認いただければと思いますが、特別区の設置の際には専門性や施設を確保し、職員体制を整備する旨の記述を追加してはどうかと考えております。また、これも協定書の事務分担に関する別表の部分に、特別区の事務となる一覧を添付しているわけですが、その中に公害健康被害補償法の該当条項の備考欄の部分に、特別区設置1年前までに環境省と協議、調整し、事務の

執行に支障のない体制を整備する旨を追記してはどうかと考えているところでございます。この別表に係る公害健康被害補償法関係部分を抜粋して取りまとめ、この資料1の13ページに載せておりますので、御確認いただければというふうに思います。

その他省庁意見とそれに対する回答も資料1に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいといます。これらの修正を反映した特別区が処理する事務に関する別表は協定書（案）に添付しておりますので、後ほど改めて御確認いただきたいといます。

私からの説明は以上です。

（浅田会長）

太田制度調整担当部長。

（府市大都市局太田制度調整担当部長）

16ページをお開き願います。

この省庁意見に伴いまして職員体制について再試算をしております。

先ほど説明させていただきましたとおり、都市計画法に関する事務の一部につきまして、特別区から大阪府に事務分担が変更されたことに伴いまして、現在、従事しております職員数を踏まえ再試算を行ったものです。16ページの下段にありますとおり、大阪府の職員配置数は前回、協議会でお示しした人数、これよりも5名をふやしております。17ページに特別区のほうでございますが記載しております、前回の人数より各区1名減、合計で5名減としております。総括表を18ページにつけておりますが、府と各特別区合計で5名増減でございますので、大阪府と特別区の職員数の合計に変動はございません。

説明は以上でございます。

（浅田会長）

それでは、ただいまの事務局説明に関しまして何か御質問等がございますでしょうか。紀田委員。

（紀田委員）

今回、国土交通省からこういった意見が示されたのは、当初、掲げた理想からいえばやっぱり少し残念なところがあると思います。やっぱり特別区のまちづくりをしていく上でこの事務、必要だったと思うところもあるんですが、やっぱり一番大きいのは都構想自体でもたらされる大きな効果というものを考えて場合、将来の課題としてここはとっておいて、また将来の大阪府・大阪市また国との協議を経て実現していければいいなと思います。現時点では国土交通省の意見は残念ですけど、これを受け入れて都構想を一步でも前に進めていきたいといます。

以上、意見です。

（三田委員）

松井委員。

(松井委員)

今の紀田委員のできるだけニアイズベターで特別区がまちづくりをしていくということはよくわかるんですけど、今回の意見は都市計画法に関する事務の一部でありまして、都市の要は今の大阪市エリアというのは大阪府域のど真ん中の中心部分で、まさに都市部、都市部の大きな開発事業に関しての事務を大阪府域一帯でものを見なければならぬというところに今回は特別区から大阪府に事務分担を変更すべきというのが国土交通省の意見だと思っております。だから、その中身をもう少し説明をちょっと事務方のほうからお願いします。要は特別区で目の前の、例えば道路をちょっとこういうふうにつけかえたいとか、そういう事務は全て特別区にあって、大きな開発に関しての部分は広域に移るところなので、その中身をちょっと事務方のほうから説明をお願いします。

(浅田会長)

手向制度企画担当部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

今回、特別区の手務を大阪府の手務に変えるという部分は都市計画の決定の中でも都の特例ということで位置づけられている部分ですので、用途地域に関する決定、それから、1ヘク超の特定街区及び3ヘク超の再開発等促進区等の都市計画決定に関する業務など、全体の業務の中では一部でございます。通常、特別区がこれ以外に決定する業務として特別区が管理することになる都市公園であるとか、特別区が管理する道路、それから、一定規模以下の区画整理など、こういった特別区が事業実施主体となってやるものにつきましては基本的に特別区が処理することとなります。説明が十分できていなくて申しわけございません。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

要するに、大阪都市圏として一つの大きな都市としての一体性を保つ範囲で府に留保されているという、これだけであるということですね。

(浅田会長)

手向制度企画担当部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

大都市の場合、大阪でいえば今回の特別区の設置区域となる大阪市域、ここを一体的に眺めて都市計画決定をしていく必要のある権限、これが今回、特別区から都の特例ということで、広域自治体のほうに移すことになる権限、そういうことになろうかと思っております。

(浅田会長)

紀田委員。

(紀田委員)

そういうことであれば、特段、全く問題はないと思いますので、この修正で全然差し支えがないと思います。残念というか、これで差し支えないということに意見を改めます。

(浅田会長)

ほかに。

坂井参考人。

(坂井参考人)

今の説明でちょっと私のほうで疑問に思ったのは用途地域の規制なんです。これはやっぱり例えばですけれども、一種住宅地域、あるいは、二種、それから、工業、準工、商業というこういう指定ですね。これはそこに住んでいる人にとって非常に住環境に影響をしてくるんです。よく我々、住民の人から苦情が出るのが隣に工場ができたのでうるさくなっただけでも、どうしてこんな用途指定になっているのかというような、こういう指摘を受けるんです。その辺のところは確かに今回、国のほうが、いってみたら自民と公明の政府がこういうふうに言っておられるということなのでいたし方ないと思うんですけども、将来はこのところは基礎自治体のほうが恐らく住民同士のトラブルを解消していくという調停役としては広域じゃなくて基礎自治のほうが適任かなというふうに思いますので、これは将来の課題としてぜひ考慮していただきたいなと思います。

(浅田会長)

そのほかないですか。

それでは、先ほど事務局のほうから御説明いただきました国意見への対応について確認したいと思います。

国から特例条例での移譲にはなじまないという意見がありました。1点目が用途地域等の都市計画決定の関係。2点目が開発審査会の関係につきましては、今、本協議会でもいろいろ意見が出ましたが、とりあえずは大阪府の事務とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

また、環境省意見を踏まえまして、協定書本文に特別区設置の際には専門性や施設を確保し、職員体制を整備する旨追記するとともに、協定書別表の公害健康被害補償法関連事務の備考欄に、原則として遅くとも特別区設置の1年前までに環境省と協議し調整を終え、事務の執行に支障のない体制を整備する旨追記することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、その他の質問への回答とあわせまして速やかに省庁に本日の結果を踏まえ報告、説明いただきますよう、お願いいたします。

なお、環境省意見を踏まえた協定書本文の変更につきましては、後ほど確認することにしたと思います。

それでは、次に、特別区の名称に関する東京特別区の見解やマイナンバーへの対応に関する国の見解につきまして事務局のほうから御報告いただきたいと思います。

井上戦略調整担当部長。

(府市大都市局井上戦略調整担当部長)

まず、特別区の名称に関する東京都中央区及び北区との協議状況について御報告申し上げます。

去る7月9日の第15回法定協議会におきまして、新たに設置する5つの特別区の名称につきまして、北区、湾岸区、東区、南区、中央区とすることを決定していただいたところでございますが、総務省からは昭和45年の自治省事務次官通知の趣旨に沿いまして、地方自治体として名称が重複する場合には当該自治体同士で協議をするようにとの見解をいただいております。このため、事務局といたしまして、7月11日に東京都中央区、北区に赴きまして協議会会長名による両区長に対する同一名称の使用についての御理解を賜りたい旨の文書をお渡しして御依頼するとともに、協議会での御議論の経過も報告させていただき、その後も調整を続けてまいったところでございます。

その結果でございますが、お手元の資料2をごらんいただきたいんですが、A4の1枚物でございます。

中央区長から会長への回答文でございます。

このいろいろ書いてございますが、下から5行に集約されておりますが、同一名称に使用につきましてはこれまで例がないため、行政を進めていく上でどのような問題が生じるか不明であると、それぞれの住民にとっても戸惑いが生じることも懸念される等のことから、協定書への中央区の記載について慎重なる取り扱いをしていただければ幸いに存じますというような趣旨の回答をいただいております。

また、北区からは現時点で文書回答はいただいておりますが、口頭で確認している内容といたしまして、北区として特に意見はないが、他の特別区に意見があるなら尊重してほしい旨、聞いてございます。これは名称に限らず、これまでさまざまな課題に特別区23区として統一的に対応してこられた経緯からこのような表現になるというようなことを聞いてございます。

また、特別区の設置の日を御議論していただいた際に、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステムのテスト参加につきまして、特別区を見据えての参加が可能か国に確認することとなっております。このたび、国のほうから特別区の設置が具体化した段階で、貴市及び大阪府などの関係者間で調整していただく事項だと考えております旨の御回答がございまして、特別区の住民投票可決後は特別区を想定したテストの参加も可能であることが示されましたので、あわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

(浅田会長)

それでは、ただいまの事務局説明を受けまして、何か御質問、あるいは、御意見等がございますでしょうか。

橋下委員。

(橋下委員)

システム、マイナンバー制のもう一度、念押しの確認で、行政的な説明はそのとおりだと思うんですけど、住民投票が成立して、きちんと特別区としてテスト参加すればマイナンバー制度には全く支障がないということによろしいんですね。

(浅田会長)

大中戦略調整担当課長。

(府市大都市局大中戦略調整担当部長)

今、橋下委員のほうから御質問がございましたけども、テスト参加としましては5区の想定をして参加をして、実際、運用のときも5区でできますので支障がないものと考えております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

東京の中央区からの意見に対してなんですけれども、今、日本の中には特別区は東京23区しかないんですが、ただ、政令市には各行政区がありますので、ちょっと行政区で中央区、北区という名前がどうなっているのか、事務局のほうに調べさせていますので、資料の配付をしたいと思うんですけれどもよろしいでしょうか。

(浅田会長)

はい。資料配付をお願いします。

(資料配付)

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

特別区自体は東京の23区しかないんですけれども、地名として考えた場合に、中央区、北区というのはある意味、一般名称化していて、全国でこれだけ多くの北区、中央区とい

うものがあります。確かに今回、大阪は特別区を目指すということなんですが、これは地名の問題ですから、東京からすれば自分たちは特別区で、その他の政令市は行政区じゃないかというような言い分なのかもしれませんが、ただ北区、中央区はこのように多くの都市で採用されている状況と、そもそも北、中央というものは一般名称ですから、その地域固有の何か名称とか、どうしてもその地域に大切な名称というものでもないとは僕は思っております。もちろん、総務省の事務次官の通達ですか、それも踏まえる必要はあるんでしょうけれども、殊この中央区、北区という名称に関しては僕は大阪が新しく特別区で使うことは問題ないと思っております。

(浅田会長)

そのほか。

大橋委員。

(大橋委員)

今、橋下委員からもお話がありましたが、やはり区の名前というのはこれから住民投票に向けて非常に重要なファクターになってくると思います。それで、このように一定程度住民に御理解いただけるような形の中で、我々もいわゆる広報的なこともさせていただいているところでございますので、もし差し支えなければこのままの区名で、案としていかせていただきたいと、かように思います。

(浅田会長)

そのほかありませんか。

(今井委員)

全体のことでか、この件で。

(浅田会長)

特別区の名称に関して。

今井委員。

(今井委員)

前回の法定協でもちょっと議論になったと思うんですけど、財務リスクに関して説明があったと思うんです。やっぱりこれは府と市が地方債の残高だけでも今後、8兆円とも9兆円とも見込まれるということを見ると、本当にある意味でそうした金の最適化というんですか、非常にそういうようなことが求められるというふうにつくづく思うんです。わずかな金利差でも簡単に100億円単位で変わってくるということを見ると、この新しい自治体が完成することによってなお一層、金の最適化というんですか、そういった哲学が求められるのではないかというように思うわけです。当然、そのリスクマネジメントもとりながらということなんですけども、やっぱり今までのような体制がいいのかどうか、今後、財務のほんまに最高責任者、CFOという言い方もありますけど、そういうような。

(浅田会長)

今井委員に申し上げます。今、特別区の名称に関して御議論いただいております。
特別区の名称等に関しましてほかに御発言等ございませんでしょうか。
吉村参考人。

(吉村参考人)

これは意見なんですけど、中央区というのはこれまでも行政区として大阪市がずっと使ってきた名称なんです。これが特別区に今回なるということだけでこういうふうに東京の特別区からこういった意見を受けるといのは、ある意味、特別区の将来性というか、都構想が持っている将来性をも物語っているのではないのかな。一極集中ではなくて、やっぱり2極のもう一つのエンジンになると、今まで見向きもされなかった、そもそも行政区と特別区で違うというのものもあるんですけども、一般名称の中央区についても我々がこれでいきたいというふうなことをすればこうやってリアクションは返ってくると、意見がくるというようなことを含めても、中央区の名称のままでいかせていただきたい、いくべきじゃないかとは思いますが、やっぱりこれから大阪というのは、しっかり今、日本の中で頑張っていけないといけないんだなというふうに、これは意見ですけども、改めて思った次第です。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。
そのほか、御意見、御発言等ございませんでしょうか。
橋下委員。

(橋下委員)

これ、坂井先生、北区って、美延先生でもそうなんだろうけれども、明治からずっと使われているんですよね。

(美延参考人)

大阪市が一番最初にできたときから北区に、東西南北でできていますので。

(橋下委員)

東京の北区はどっちが先なんですか。

(美延参考人)

恐らく大阪のほうが先ではないかなとは思いますが。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

東京の北区につきましては、昭和22年からでございます。

(橋下委員)

東京からの意見は意見として聞かなきゃいけないんですけれども、東京は昭和22年ですか。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

はい。

(橋下委員)

大阪はもう明治から北区を使っている、今回大阪が北区を使おうとしたら東京のほうがちよっと意見を出すというのは、これ吉村委員が言ったように、特別区になったから初めて東京のほうも大阪に注目してきたというか、今まで使っているも見向きもしなかったのに、急に慌て出したということで、それだけ特別区って重い存在なんでしょうね。中央区は、でもあれ、平成に入ってからですかね、大阪はね。ただ、これだけ他都市で多くありますので、これはもう北区、中央区ということで、西日本の一極を担う大都市として、この名称でいいんじゃないでしょうかね。

(浅田会長)

その他。

新田谷委員。

(新田谷委員)

確認しておきたいんですけれども、僕、その地方自治法上、その今、協議するという説明だったんですけれども、僕勝手に、その先に使ったらもう使われへんかなという理解をしていたんです。例えばうちは、泉南郡佐野町だったけれども、栃木県が佐野市になったので、泉佐野市に。そうしなければならぬのかなと思っておいたら、ここに書いているように、北海道と福島県で同じ伊達市があるということは協議が調わなかったら自治法上も同じ名前を使っても全く問題ないということでもいいんですね。

(浅田会長)

福岡課長。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

伊達市につきましては、協議会の会長さんから北海道伊達市の市長さんのほうに使用したいという旨でお話をいただきまして、北海道伊達市のほうから特に異存を申し上げる立場にないというような回答もございまして、協議会として主体的に判断をされて伊達市という、同じ名称を使っておられる状況でございます。

(浅田会長)

新田谷委員。

(新田谷委員)

だから同じ名称を使っても協議が調わなかったとしても問題がないという理解でいいんですかということです。

(浅田会長)

福岡課長。

(府市大都市局福岡戦略調整担当課長)

伊達市に関して、協議が調わなかったかというところの判断はちょっと難しいかと思うんですが、十分に協議をしてくれというのが総務省からの見解でございます。

(浅田会長)

いいですか。

そのほか御発言等ございませんか。

それでは、特別区の名称につきましては、協定書記載事項でありますので、確認しておきたいと思います。

特別区の名称につきましては、東京都中央区等の御意見は御意見として受けとめることとし、それでもなお、北区と中央区については、大阪市で使用してきている名称であると。特に、今お話にもありましたが、北区は明治以来の名称であると。2点目は、他都市の行政区でも多くの使用例があるということから原案どおり北区、中央区を名称とすることによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、原案どおりといたします。

続きまして、特別区設置協定書(案)について、協議いただきたいと思います。

前回からの変更点につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

特別区設置協定書につきましては、前回の協議会で読み上げのほうをさせていただきましたので、基本的に前回からの修正の点を中心に説明させていただきます。

主な修正点といたしましては、前回の協議会で地下鉄・バスの事務分担について再検討するよという御意見をいただいておりますので、その部分に係るものと、先ほど説明いたしました国の意見により対応している部分、こういったところが変更ということになります。

ページで申しますと、まず3ページ、4ページのところは、ここは特別区の設置の日から議会議員の定数まででございますが、変更はございません。

めくっていただきまして、5ページ、6ページのところが事務の分担に関する部分でございます。

事務の分担に関する部分は、5ページの下の方に大阪市の区域に設置されることとなる特別区の仕事ということ、ivの特別区が処理することとされている事務以外の部分は別表という形で資料のほうを後ろでつけさせてもらっておりますが、ここには国の意見を踏まえて修正したものなど最終の形のものの事務一覧という形で添付させてもらっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それから6ページでございます。6ページの中ほどに(四)高速鉄道事業等の取り扱いという部分がございます。

前回の協定書(案)では、地下鉄事業については、大阪府が処理し、バス事業については、特別区が処理するようになっておりましたが、今回、橋下市長の指示を受けまして、事務局案といたしまして、今回提示させていただいておりますのは、民営化を進めている事務ではあるが、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合ということで、地下鉄事業、バス事業あわせて当該事業については、大阪府が処理することという記載を行っております。

それからそのページの一番下の段でございます。

事務の承継に当たっての留意点の部分の最下段のところ、特別区の設置の際には、専門性や施設を確保し、職員体制を整備すると書いております。これは先ほど国の意見を踏まえて、こういう記述を追加させていただく旨を申し上げた部分でございます。

それからページをおめくりいただきまして、8ページの財政調整のところは変更ございません。

10ページのほうまでお進みいただきたいと思います。

特別区の設置に伴う財産の処分でございます。

このまず財産の取り扱い、(一)基本的な考え方の部分で、最後の3行の部分を今回追記させてもらっております。これは、大阪府が承継する財産に関する事業終了後の財産の取り扱いにつきまして、大阪府・特別区協議会で協議する旨を記載しておりましたが、事業実施中におきましても株式、出資の処分や貸付金債権の償還が行われることから、なお以下の部分を追加することで、そういった場合の対応についても、より明確になるように記述のほうを追加させていただきました。

それからページをめくっていただきまして、12ページでございます。

12ページの下の方に、(四)公営企業等に係る会計に属する財産の取り扱いの(2)高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合の取り扱いについて記述のほうを変更しております。これは民営化が実現されない場合のバス事業につきましても、今回地下鉄事業とあわせて事務分担を大阪府とすることに伴いまして、これらの事業会計に属する財産は、大阪府が承継するものということの一つ記述しております。

それから地下鉄事業会計からの納付金を受ける地位や民営化実現後の株式の帰属につきましては、前回の協定書案では、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会で協議するというように記載しておりましたが、先ほどの財産の取り扱いの基本的な考え方のところで、府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取り扱いについては、大阪府・特別区協議会で協議するというように記載しておりますことから、重複す

る文言を整理することといたしまして、ここでは当該納付を受ける地位は特別区が承継する。その後に民営化が実現した際の会社の株式は特別区に配分すると、簡潔に記載したものでございます。

それから続きまして、ページをおめくりいただきまして、13ページ、14ページは変更ございません。

15ページをお願いいたします。

15ページの職員の移管に係る分でございますが、1の(二)職員の移管の部分の中ほどでございますが、ここに特別区の設置の日前において、民営化が実現されない場合というところで、バス事業が特別区から大阪府の事務ということに変わったことによりまして、バス事業についても大阪府の職員としてその場合は引き継ぐことを基本とするというふうに記述のほうを変更しております。

それから、続きまして17ページをお願いいたします。

都区協議会に関する記述でございます。

都区協議会で協議する事項でございますが、文章の中ほど以下のところにポツが続く形で項目を挙げさせてもらっておりますが、その二つ目を今回追記させてもらっております。これは財産の取り扱いのところ、先ほど説明させていただいた部分と重なるものでございまして、大阪市から大阪府が承継する株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権の償還による収入などの取り扱いの協議という項目を追加するようにしております。

修正点は、以上でございます。

(浅田会長)

本屋課長。

(府市大都市局本屋大都市制度担当課長)

最後の20ページですけれども、その他のところ、一番下のところ、今後の情勢変化とかの中で、十分対応できるというようにということで、「その他、特別区の設置に伴い必要な事項については、この協定書に示した考え方を踏まえ、処理することとする」という2行を今回追加させていただいています。

主な変更点としては、以上です。

(浅田会長)

ただいま変更点につきまして、事務局のほうから説明いただきましたが、今の説明にしまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

ないですね。

橋下委員。

(橋下委員)

大阪市の交通局の扱いなんですけれども、当初事務局案は、地下鉄を広域、バスを基礎自治というふうに分けていたんですが、交通事業体である以上、これは地下鉄もバスも一体であることを原則とすべきであるという市役所内の議論になりまして、それと同時にあ

くまでも民営化を目指すということが前提になっていますので、今回地下鉄・バス、大阪市議会ではまだ民営化の決議をもらっていませんけれども、広域で地下鉄を広域のほうに移すのであれば、当然、府議会のほうでも民営化を目指してもらわなければいけないと、その意味でバスもあわせて民営化をぜひ広域の議会のほうで目指していただいて、この大阪市交通局の交通ネットワークを大阪府域全体に活用してもらえるように民営化を何とか府議会を目指してもらいたいと、そういう意味で地下鉄とバスをあわせて大阪府のほうに移管するという結論に至ったところです。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

そのときの議会の判断になると思うんですけども、大阪府議会では、現在、出資法人ですけれども、これOTKの株式、完全民営化で南海さんに売却したという、これ事例がありまして、この売却に関しては、あれは全会一致、共産党だけ反対でしたか。

(「全会一致です」の声あり)

(松井委員)

あ、全会一致。全会一致で、共産党さんでも、これ賛成して、全会一致で民営化が実現できていますので、ぜひ、時の広域の議会は、そういう方向で、まさに前例がありますから、そう進んでくれるものだと、僕はそう思っています。

(浅田会長)

そのほか。

橋下委員。

(橋下委員)

大阪のあの大都市の力が弱いその象徴はやっぱり交通ネットワークの弱さだと思っ
まして、これは大阪市から発展して行って、大大阪をつくりながら、大阪市が引っ張って
きたその経緯からすれば、一定今まで大阪市交通局が大阪市役所を中心に交通局をマネジ
メントしてきたというのは、これはもうそういう経緯があると思うんですけども、これ
からの時代は、大阪府域全体で、交通ネットワークをしっかりと考えてもらって、今まで大
阪府議会では、地下鉄の話なんて恐らくしたことなかったと思うんですけども、今後は、
この地下鉄の話は府議会ですっきり議論してもらって、大阪全体を強くするために、この
ネットワーク、最大限、東京に負けないようにしてもらいたいと思っています。ただ、
今まで大阪市民が築き上げてきたその大阪市交通局の資産であること、そこも一定きちん
と御理解いただきたいですし、やっぱりこれまで260万人市民で全部負担してきた。特
に大阪市のこの地下鉄、利用者の7割は市民以外の方が利用しているにもかかわらず、大
阪市民が基本的に、運賃の部分はみんな利用者が払うんですけども、ただ運賃以外のと

ころでお金が必要なところがたくさんあるわけで、それをずっとこの260万人市民が負担をしてきたところを今後は880万人全体で負担しながら大都市大阪にふさわしい交通ネットワークをしっかりと築いていくという意味で、これはもうぜひ広域の皆さんのほうで議会、または大阪府のほうでしっかりとこの交通ネットワークを考えてもらいたいと思います。ただ、第一は民営化なので、できる限り早く民営化、これを進めてもらいたいと思っています。

(浅田会長)

そのほか。

新田谷委員。

(新田谷委員)

この協定書をいろいろと協議していただいて、この5条2項の法制上の措置、その他の措置を必要とするものがこの、先ほど修正しました以外につきましては、一応総務省のほうでよしとさせていただいたかということの確認が1点と、それと現在、それを審議しているこの法定協の構成メンバーがこのような状態下において、よしとされたという、このような状況下にあることを総務省が認識した上で、その他の件に関しては、よしとする協議をしていただいたということではないでしょうか。

(浅田会長)

新田谷委員に申し上げます。事務局に指示しましたのは、事前に協議が必要である事務分担と税源等財政調整に関しては、事前に総務省と話し合うよう指示をいたしました。そのほかの点に関しては、きょう、仮に協定書がまとまったとしたら、それを総務省に投げて、また見ていただくという段取りになりますので、その他のところはこれからの話です。

(新田谷委員)

だから、僕が申し上げているのは、5条1項の5号と6号の部分に関しては、きちっと協議しなければならないということですので、ここの部分に関しての協議はその他の部分はよしとされたという認識でいいんですかということなんです。

(浅田会長)

はい。私もそう認識しております。

補足ありますか。

山口局長。

(山口府市大都市局長)

国との協議なんですけれども、正式な協議というのは、先ほど会長からありましたように、協定書がまとまった段階で事前協議及びその法定協議がやられていない部分については、報告という形で出すという形になっています。ただ、スムーズに当然その作業をやる

ということで、これまで国と調整してきたと。特に7月3日に指示をいただいた事務分担、財政調整については協議してきて、その結果は、きょう御報告したとおり、事務分担については、国交省、環境省のほうから御意見をいただいているという状態です。財政調整等については、特段の意見が今の段階では出ていないということですので、我々としては理解していただいているものというふうに理解をしているということでございます。

(浅田会長)

いいですか。

それでは、特別区設置協定書(案)につきまして、順次確認をとっていきたいと思います。

まず、国意見を踏まえた変更につきましては、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、原案どおりといたします。

次に、地下鉄・バス事業につきましては、橋下委員の意見を踏まえ、特別区の設置の日までに民営化できない場合、政治決定として大阪府で民営化を進めるため、大阪府に移管することとし、それに関連する協定書(案)の事務の分担、財産処分、職員の移管の記載につきましては、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、原案どおりといたします。

続きまして、これまでの議論を踏まえた各特別区の長期財政推計がどうなるかにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

そうしましたら、資料4と4-2です。各特別区の長期財政推計〔粗い試算(その1)と(その2)〕をごらんいただきたいと思います。

この資料は、前回説明させていただきましたけれども、そこから今回変わった点といたしましては、一つは先ほど説明した事務分担の変更に伴いまして、特別区と大阪府の間で少しお金が動いています。

それからもう一点は、これも前回の協議会で一時保護所を5カ所、各特別区に整備していくということを御確認いただきましたので、その部分を今回各区ごとの職員の人件費の部分にカウントすることで粗い試算のほうに反映しております。

それと、(その2)のほうでは、地下鉄・バス事業を大阪府の事務分担とすることで収

支のほうはどのように変わっているかということを行っております。

それ以外にも、前回の協議会で少し各特別区ごとの財源活用額であるとかというところが見にくいという話、それから関電株の取り扱いなど御指摘いただいた部分がありますので、修正しております。

それでは、ちょっと修正のほう、まず資料4のほうからさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページで変わった部分といたしましては、下の財源対策の例示という欄があるかと思えます。少し申しわけないんですけども、財政調整基金について、特別区と大阪府分に分けております。大阪府分につきましては、偶発リスクの対応に必要な額ということで、前は338億円という形にさせてもらっておりまして、特別区のほうは600億円という形にさせてもらっておったんですが、偶発リスク対応に必要な平成28年度末時点の額というのが321億円ということで若干数字の誤りがありましたので、特別区のほうを17億円ふやしまして、大阪府に引き継ぐ財産のほうを17億円減らした形でシミュレーションを改めております。

それから特別区が承継する株式の活用ということで、例示ということで、関西電力株式会社出資財産分ということで、株数と簿価の金額を記載させてもらっております。これは前回市長から御指示いただいた分でございます。

それから7ページ、8ページのほうに移っていただきたいと思えます。

北区をまず例示で申し上げますと、財政収支、7ページの下段のところ表の部分があるかと思えますが、今回事務分担等修正しておりますが、この財政収支欄Aというのは基本的に億単位で表示しておりますので、影響は出ておりません。基本的に同じ数字が入っております。

それから再編効果コストのところも年度によって、数字1単位で変わるか、変わらないかという程度の影響になっております。したがって、合計欄も同様でございます。

そうしたことと下の8ページの部分では、そこに対する財源対策ということで数値を埋めておりますので、基本的には各年度1億円前後動くか動かないかという数字で、全体的に見ていただきますと数字はほとんど変わっていないということがわかるかと思えます。ただ、特別区に承継する財調基金というのは、今の北区の例で申しますと、枠外に145億円と書いてありますが、こういうところが17億円特別区分がふえていることで各特別区に2億円から3億円程度初期の段階でお金が増えているという状況で変わっております。

それとちょっとこの表の記載を変えている部分といたしまして、前回の協議会では収支合計、E=C+D欄のところまで記載しておりました。この8ページの下部分ですが。これであれば、特別区のほうで使えるお金がどうなっているのかちょっとわかりにくいという御指摘があったので、今回、その下の部分に特別区が承継した財調基金の残高プラス各年度の財政収支によって活用可能となる、財源活用可能額の累計額、これをプラスした数字を表記しております。あわせまして、一番最下段のところに関西電力株式ということで出資財産分、先ほど全体の総括のところにも入っておりますが、各特別区ごとの数字も入っております。こういう部分が変わっております。各特別区とも数字的には、こういうふうはこの[粗い試算(その1)]では、各年度で1億円の変動があるかないかという状況の数字となっておりますので、大きな収支に変更はないというふうに御理解いただ

ければと思います。また、数字のほうは、後ほどごらんいただけたらと思います。

それから[粗い試算(その2)]のほうでございます。

こちらのほうは、資料をちょっと1枚めくっていただきまして、資料の表紙の裏に、資料の目的、位置づけというところに、地下鉄、バス、一般廃棄物の収集輸送に係る再編効果は生じないと。これは前回もこの種の記載はしておりましたが、それに加えまして、地下鉄、バス事業を大阪府の事務分担として財政調整を行うという形に今回変えております。前は、ただ単に、これらの事業が民営化されなかった場合ということで、効果額だけを落としていたんですが、今回は、事務が大阪府のほうに、この2事業については移るという前提で、財政推計のほうを置いたところでございます。ただ、バス事業、地下鉄事業とも、今現在、大阪市のほうでは繰出金等の財政負担がございますので、これを大阪府のほうに移すということになります。基本的にその財源といたしまして、財政調整財源で調整するということになります。前回お示しした資料では、23対77という、平成24年度決算の数字があったかと思いますが、今回、このバス事業と地下鉄事業を移しますと、その部分は24対76ということで若干1%、四捨五入で1%程度の数字が動くという状況になっております。ただ、こういうふうには財源を調整いたしますので、収支的には特別区、大阪府とも基本的にはニュートラルになってくるという構造になっております。

あとは推計の技術的な置き方によりまして、端数処理等出てまいりますので、若干これも1億円、特別区で申しますと1億円から2億円程度、広域団体でいいますと、2億円から4億円程度、各年度に数字が動いている部分はありますが、基本的には、今説明したとおり、この二つの事業を動かしても財政収支に大きな影響が生じるものではないということでございます。数字のほうは、また後ほどごらんいただければと思います。

説明のほうは、以上でございます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

今、長期財政推計の数字移動について説明をいただきました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問等はございませんか。

紀田委員。

(紀田委員)

前回の資料で示された数字よりも、さらに特別区が今後長期的に自立して、特別区の運営をできることがこれで明らかになったと思います。もう不安になることは何もないと思います。この結果を見て安心して特別区への移行へ向けて、これから取り組んでいけると思います。

以上、意見です。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

先ほどちょっと話させてもらったんですけど、僕のほうは、やっぱり財務マネジメント、リスクのマネジメントをきっちりすべきやということで、そういった主体の部分できっちりとした体制、対応がいるんじゃないかと思います。

せつかくこれ大きな自治体になるわけで、8兆円とも9兆円とも言われる起債残高が大きくなることを考えると、それこそ、先ほど言いましたけど金利が0.01変わることによって、数字も変わるということを考えると、本当に大きなお金が動くわけです。やっぱりこれ機会に金の最適化ということを改めて確認する必要があるんじゃないかなということ。同時に、CFOという言い方をしましたけども、財務の本当に責任者がハンドルを握れるというようなことの対応策も、やっぱり要るんじゃないかと思います。といいますのは、この間の府市特別参与の方からもいろんな御指摘を、ずっと見てみますと、そのことが改めて、自治体の運営といえども、ファイナンスという切り口でやっぱり物事を見ていかないといけないということを言われておりますので、その観点を意見として添えたいと思います。

(浅田会長)

そのほか。
橋下委員。

(橋下委員)

関電株なんですけれども、大体、時価で700億円以上ぐらいあるという話だったんですが、これ簿価にちょっと改めました。理由は、財産、今回の協定書を全般を通じて財産について、時価評価で全部計算し直していませんので、全体の資料の整合性を考えると、簿価という形にしていますけれども、株数入れていますので、これに今の時価を掛ければ、大体どれぐらいの金額になるかということはおわかってもらえるかと思います。ただ、資料としては、全体財産については、簿価を基準に明示していますので、今回、簿価、数字としては簿価にしております。

それから、株数についても、実際の大阪市が保有している株数に比べると、これ、各区に割っている株数、非常に少ない株数になるんですが、それはちょっと保有形態を見てみると、関電株が財政調整基金の一部に入っていたりとか、公債償還基金の一部に入っていたりしていますから、特に財政調整基金に入っている分は、もう既に財政調整基金として金額で明示しているので、これはダブルカウントになってしまうので、それは外すと。公債償還基金の分も基金なので、これはちょっと置いておこうということで、今回出した部分は出資財産分ということで、要は、これは売ろうと思えばいつでも売れる分としての株数で、簿価は財産、今回のこの資料全体の整合性をとるために簿価という形にしています。

今回の資料で、新田谷委員から前回指摘があった財政調整基金がゼロ、ゼロ、ゼロになって、本当に運営できるのかという、あれはちょっと数字の使い方がわかりにくかったので、整理しますと。今回どちらも、さっき紀田委員も言ったとおり、本当は大阪市議会で改革案件全部進めてくれれば、全く問題ないんですけれども、仮に、改革案件、民営化が実現されない場合でも、新田谷委員が言ったように、財政調整基金ゼロ、ゼロ、ゼロとい

う数字、わかりにくい表記なくしまして、見るところをもう完全に、これは財政運営できると、しかも、ここに関電株というものがあるということを見ると、もう十分、財政運営ができる、むしろ余裕を持って財政運営ができるような特別区になると。これは大阪府も大阪市も泉佐野市もそうだったと思うんですが、中長期でこういう数字を出すと、大体苦しい状況が出てくる中で、何とか首長は一生懸命財政運営していくわけですから、それを見ると、この財政シミュレーション、粗い試算ですけれども、非常に優良シミュレーションというか、こんなところの首長は、ある意味、つくるの楽なほうなんじゃないでしょうか。いいんじゃないでしょうか、これは。

(浅田会長)

そのほか、よろしゅうございますか。

吉村参考人。

(吉村参考人)

地下鉄の民営化ですね、この民営化が実現されない場合と、される場合のシミュレーションになっているので、地下鉄の民営化の株が、どのぐらいの評価かというのは、算定できていない状況なので載せることは物理的にできないと思うんですけど、本来であれば、こちらの一般財源ベースの民営化した場合のところには、関電株以外にも地下鉄の株も入ってくるということになると思うんです。

平成18年に、交通局でやったデューデリジェンスでは、大体6,000億円ぐらいという数字出ていまして、今、改めて大阪市ではその調査をやって、まだ数字は出てきていないんですけども、ここに何千億円という莫大な、やっぱり地下鉄の株というのは、さらに、このシミュレーションに載ってくることになると思うんです。これは、今、数字には書けないですけども、そういう意味で、先ほどの中央区の話ではないですけども、それぞれの特別区がこれしっかりやっていくには、十分だと思いますし、何よりこの地下鉄の民営化ですね。その大阪の最適化を図るという意味でも、これはしっかり、これも大阪市会で進めていく話ではあるんですけども、そういうこともここに書かれてないけれども潜在的にあるんだということは、ちょっと意見として申し述べておきたいと思います。以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、これで取りまとめたいと思います。

ただいまの事務局説明によりまして、1点目は国意見による事務分担の変更に伴い、特別区から大阪府に職員が移管されても、財政推計上、大きな影響がないことが確認できました。

それから、2点目として、合わせて地下鉄・バス事業が大阪府に移管されても、財政推計上の収支に影響はないことも確認できました。

こうしたことも踏まえ、改めて協定書案の確認を行いたいと思います。

協定書案につきましては、前回協議会、本日の協議会の協議を踏まえ、本日配付の協定書案を持って、協議会として協定書案を決定するとともに、大都市地域特別区設置法第5条に基づく国への事前協議及び国への報告を行うということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

ただいま協議会としての協定書が決定いたしました。

この協定書案をもって、速やかに国への事前協議、報告を行うことでよろしくお願いいたします。

なお、特別区の姿についても、省庁意見を踏まえ、将来の職員配置数などを変更していることから、今回この資料を配付いたしております。後ほど御確認いただければと思います。

それでは、最後のその他の項目に入りますが、何か御発言等はありませんでしょうか。
置田委員。

(置田委員)

協定書に関する今後の国との事前協議、報告に関しまして、私のほうから提案がございますので、資料の配付を許可いただきたいと思います。

(浅田会長)

では、資料の配付をお願いします。

(資料配付)

(浅田会長)

置田委員。

(置田委員)

特別区の設置は、住民投票で決定することが、大都市地域における特別区の設置に関する法律の主旨であります。この主旨に沿いまして、住民の意思を直接問うため特別区設置協定書を作成することが、本協議会に課せられた至上命題であります。この命を受けまして、今回協定書を作成しておりますけれども、今後、議論の舞台は本協議会から大阪府議会及び大阪市会に移ることとなります。特別区を実現するために、以下の対応方針を決定するように提案させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、この協定書の国との協議及び報告の結果、協定書の修正が必要となった場合は、規約の第5条第3項及び第6条第1項に基づき、会長に、その取扱いを一任する。取扱いには、会長修正の場合の内容、範囲等を含むものとする。

2点目としまして、大阪府議会、大阪市会におきまして、平成26年12月31日までに、修正提案がなされ、議会において協定書の承認が見込まれる場合は、積極的に修正に

応じるものとし、規約の第5条第3項及び第6条第1項に基づき、会長に、その取扱いを一任する。取扱いには、修正の可否、会長修正の場合の内容、範囲等を含むものとする。ただし、特別区の設置の日及び大阪市域に複数の特別区を設置することを除く。

3点目としまして、大都市地域特別区設置法第6条第3項の規定、これは、特別区設置協定書が大阪府議会、市議会の承認を得られた後に、大阪府知事・市長から今協議会に通知をする、その通知の日を選挙管理委員会及び総理大臣に通知しなければならないという規定ですけれども、その規定の履行については、規約の第5条第3項に基づき、会長に一任する。

以上の3点について提案いたしますので、よろしくお取り扱いをお願いいたします。

(浅田会長)

それでは、ただいまの置田委員からの提案につきまして、協議会として方針を決定しておきたいと思えます。

もう一度、読み上げさせていただきます。

大阪府・大阪市特別区設置協議会決定事項。

平成26年7月23日。

特別区の設置は、住民投票で決定することが、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下、大都市法という。）の主旨である。この主旨に沿って、住民の意思を直接問うため特別区設置協定書（以下、協定書という。）を作成することが、法定協議会に課せられた至上命題である。この命を受けて、今回、協定書を作成した。今後、議論の舞台は、本協議会から大阪府議会及び大阪市会へ移ることとなるが、特別区を実現するために、下記の対応方針を決定する。

- 1 国との協議及び報告の結果、協定書の修正が必要となった場合は、規約第5条第3項及び第6条第1項に基づき、会長にその取り扱いを一任する。取り扱いには、会長修正の場合の内容、範囲等を含む。
- 2 大阪府議会、大阪市会において、平成26年12月31日までに修正提案がなされ、議会において協定書の承認が見込まれる場合は、積極的に修正に応じるものとし、規約第5条第3項及び第6条第1項に基づき、会長に、その取り扱いを一任する。取り扱いには、修正の可否、会長修正の場合の内容、範囲等を含む。ただし、特別区の設置の日及び大阪市域に複数の特別区を設置することを除く。
- 3 大都市法第6条第3項の規定の履行については、規約第5条第3項に基づき、会長に一任する。

以上であります。

以上、申し上げました方針を、協議会として決定しておくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、ただいまの決定方針に基づき、今後の国への事前協議・報告等については、

私に一任されたということで、よろしくお願い申し上げます。

特段の問題がなければ、府市の9月定例会にこの協定書を議案として提出いただきたいと思いますと思いますが、松井委員、橋下委員、いかがでしょうか。

(松井委員)

はい、もちろん議会に提案します。

(橋下委員)

もちろん提案します。

これは、法定協議会の今の状況というものは、維新のメンバーだけで進めている異常事態だということで、いろいろ有権者の皆さんから批判を多く受けているところではありますけれども、法定協議会の委員の入れかえについては賛否両論あるところ。ただ、この協議会に出席しないというのは、これはもうどう考えても正当化できないところでありまして、ただ、今こういう維新の会だけで協定書をつくったということで、恐らくまた維新の独断だということと言われるんでしょうけれども、これから議論の場が、本会議に移ると。当然、今まで反対派排除だとか、いろんなことを言われてきましたけれども、反対派の人たちはこの本会議でしっかり意見をいえばいいと。我々は、今回の決定事項で、積極的に修正に応じるんだと。あと、これもメディアのほうで、とにかく話し合いをしろ、反対派と話し合いをしろというんですけども、話し合いのやり方すら知らないメンバーが話し合いをしろ、話し合いをしろというふうに言っているわけで、これだけ政治的に対立している以上は、まず原案をつくって、原案をつくって相手方に渡して、相手方のいうところは、基本的には維新の会、我々は応じるんだということで、今回この決定事項ができたと思いますので、しっかり府議会、市議会で議論をして、この自民党・民主党・共産党・公明党の意見は、基本的には応じていくと、受け入れていくと。

ただ、受け入れられない部分は、この決定事項に明示していますけれども、基本的には修正に応じるんだという姿勢で、9月議会で対応していきたいと思っています。

(浅田会長)

それでは、今、申し上げた内容で進めていくということで、よろしくお願い申し上げます。

ほかに、何かございませんか。

今井委員。

(今井委員)

先ほどの決定に関連するんですけども、会長に一任ということで、これはめったなことはないと思うんです。もしやということがあってもあかんのですけども、副会長が不在ということですから、あらかじめ会長の扱いをやっぱり決めておくべきだというふうに思います。

浅田会長に事故はないと思いますけれども、事故がある、あるいは、浅田会長が欠けたときにはどうするのかということを考えると、この際、提案ですけども、松井知事が会長

を務めてはというふうに思います。

この際、そのことも決めていただけたらと思います。

以上です。

(浅田会長)

ただいま今井委員のほうから、会長の扱いについて提案がありましたが、会長については、規約第5条第2項により、協議を経て知事・市長が選任することになっておりますが、いかがでしょうか。

松井知事。

(松井知事)

会長に何も無いことを祈っていますが、何かあった場合は、今、今井委員からの御提案あったように、そのときは会長の職を引き継ぎたいと思います。

(浅田会長)

ありがとうございます。

ほかに意見はございませんか。

市長もよろしいでしょうか。

それでは、私が不在になった場合は、松井知事に会長になっていただくということで、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、本日の協議会を終了いたします。

ありがとうございました。